

令和3年第1回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和3年2月12日(金) 午前9時
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、大沢 耕
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、畠山 範之、田村 慎一
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 議案第1号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて
 - (2) 議案第2号 投票所を定めることについて
 - (3) 議案第3号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて
 - (4) 議案第4号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて
 - (5) 議案第5号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて(知事選)
 - (6) 議案第6号 開票の日時及び場所を定めることについて(知事選)
 - (7) 協議第1号 選挙執行における感染症対策の手引きについて

午前8時55分開会

石井書記長 おはようございます。皆さんお揃いですので、令和3年第1回三種町選挙管理委員会を始めさせていただきます。

始めに、委員長よりご挨拶をいただき、引き続き進行の方をよろしく申し上げます。

嶋田委員長 おはようございます。天気もようやく落ち着いてきましたが、まだまだ寒い日が続くと思いますので、気を付けていただきたいと思います。2月も半ばに入りましたが今年もよろしく申し上げます。

知事選挙関係は、すでに準備に入っていることと思いますが、投開票日に向けて、体調を万全にして頑張ってもらいたいと思います。今日の案件は知事選関連となりますので、よろしく申し上げます。

嶋田委員長 それでは、本日の会議録署名委員の指名ということで、本日は加賀谷委員と大沢委員に申し上げます。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは議案第1号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて」ということで、事務局より説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第1号「ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて」。

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙における公職選挙法第144条の2の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

まず、設置箇所数につきましては、ご覧のとおり琴丘地区49箇所、山本地区62箇所、八竜地区46箇所の計157箇所としております。

設置場所につきましては、次の2頁から6項まで別紙として一覧にしておりますが、一昨年の参院選から変更した場所はありません。

なお、このポスター掲示場の設置数につきましては、公職選挙法施行令の規定によって、各投票区の名簿登録者数と面積に応じて設置すべき数が決まることになっております。今回の算定では、一昨年の参院選時と同じ157箇所と変更ございませんでした。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。それでは議案第1号についての質問や意見など、何かありますでしょうか。

嶋田委員長 ご質問無いようですので、議案第1号は原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第1号は原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第2号「投票所を定めるについて」。説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第2号「投票所を定めることについて」。

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

説明します。今回の選挙における投票所につきましては、これまで同様、ご覧の21箇所としており、前回の選挙からの変更はございません。

地区別では、琴丘地区が6投票区。山本地区は8投票区。八竜

地区は7投票区の合計21投票区でございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。議案第2号についてご質問などありましたらお願いします。

(「ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 特に無いようですので、議案第2号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 はい。それでは、議案第2号は原案どおり決定と致します。

続いて、議案第3号「投票所の閉鎖時刻を定めることについて」。説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第3号「投票所の閉鎖時刻を定めることについて」。公職選挙法第40条第1項の規定により、令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり定める。

説明します。各投票所の閉鎖時刻につきましては、ご覧のとおり、落合投票区と勝平投票区で午後6時とし、閉鎖時刻を法定の午後8時から2時間繰り上げたいとしております。

また、その他の投票区につきましても、1時間繰り上げを行って、午後7時としております。投票所の閉鎖時刻につきまして、公職選挙法上は、原則午前7時から午後8時までとなっておりますが、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合等は、開く時刻、閉じる時刻を一定時間変更できることになっております。

今回の選挙につきましては、過去の例から、1時間繰り上げしましても、期日前投票の利用が進んでおりますし、今回は琴丘地域拠点センター、山本地域拠点センター期日前投票所の開設期間を延長したいとしています。このことから、投票の機会は十分確保できると考えております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。只今、投票所の閉鎖時刻について説明がありましたが、何かご意見ご質問ありましたらお願いします。

(「ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 それでは、本案につきまして、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 はい。それでは、議案第3号は原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第4号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」ということで説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第4号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」。

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙における公職選挙法第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

日 時 令和3年3月18日(木) 午後5時30分から

場 所 三種町選挙管理委員会事務室

内容について説明致します。

各選挙の投票記載所に、県知事選挙候補者名等を掲示することになりますが、その掲示の順序は市町村の選挙管理委員会がくじで定めることになっておりますので、くじを行う日時と場所を定めるものであります。告示日の立候補の届出を午後5時で終了した後、午後5時30分にくじを行うものです。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。只今説明のありましたことについて、ご質問、ご意見等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

嶋田委員長 それでは、本案につきまして、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第4号は原案どおり決定と致します。

次に、議案第5号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて」事務局よりご説明お願い致します。

畠山書記 はい。議案第5号について説明致します。

議案第5号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて」。

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

1 期日前投票を行う場所及び期間

(1) 琴丘地域拠点センター

期間 令和3年3月19日から令和3年4月3日まで

(2) 山本地域拠点センター

期間 令和3年3月19日から令和3年4月3日まで

(3) 八竜農村環境改善センター

期間 令和3年3月19日から令和3年4月3日まで

投票時間は、いずれも午前8時30分から午後8時まで

2 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町選挙管理委員会事務室

期間 令和3年3月19日から令和3年4月3日まで

時間は、午前8時30分から午後8時まで

内容について説明します。まず、1の期日前投票につきまして、これまで八竜農村環境改善センターのみを告示日翌日から選挙期日前日の土曜日までの16日間とし、琴丘と山本の2投票所につきましては、期日前投票期間の長さ、期間前半の投票者数が少ないという見込みから、期間を短縮していました。ただ今回は、新型コロナウイルス感染症予防対策の観点から、投票の分散も、対策の一つとして講じる必要があります。全ての期日前投票所の開設期間を16日間とし、告示日翌日3月19日(金)から選挙期日の前日4月3日(土)とするものであります。

次に、2の不在者投票に関しましては、ご覧のとおり法定の期間、時間とし、場所は選挙管理委員会事務室としております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

嶋田委員長 只今の説明で、ご質問、御意見等ありましたらお願いします。皆さんいかがでしょうか。

投票時間は午後8時まででよろしいですか。

畠山書記 はい。期日前投票は午前8時30分から午後8時で変わりありません。

田村委員 期日前投票所の期間については全ての市町村で同ような対応するのですか。

畠山書記 全て同じというわけではありませんが、投票機会の分散を図るために実施するものです。

嶋田委員長 特にご意見ないようですので、議案第5号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

嶋田委員長 それでは、議案第5号を原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第6号「開票の日時及び場所を定めることについて」説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第6号「開票の日時及び場所を定めることについて」。

令和3年4月4日執行の秋田県知事選挙における三種町開票区の開票の日時及び場所を次のとおり定める。

日 時 令和3年4月4日(日) 午後8時開始

場 所 三種町八竜体育館

開票の日時につきましては、ご覧のとおり、投票終了から1時間後の午後8時開始。開票場所につきましては、これまで同様、八竜体育館としております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、何かご質問等ありませんでしょうか。

(「ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 はい。ご意見無いようですので、議案第6号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声あり。)

嶋田委員長 ご異議ないようですので、議案第6号を原案どおり決定と致します。続きまして、協議第1号「選挙執行における感染症対策の手引きについて」事務局より説明をお願いします。

石井書記 (手引きについて説明)

嶋田委員長 只今の説明につきまして、何かご質問等ありませんでしょうか。投・開票所での検温や体温計の設置などは実施しませんか。

石井係長 実施する予定はありません。投票所には置きませんが、投票所に来る前に検温をしていただき、熱がある場合は連絡をいただき対応することとしています。選任通知でも周知することで考えています。

嶋田委員長 これは全県統一ですか。

石井書記 三種町独自の対策となります。

田村書記 県の担当者会議の際も検温について概ね似たような対策をとるのですが、各市町村で割れているようでした。当日21投票所すべてに置くのが難しいのと、検温で発熱があった場合でも投票を拒むことは出来ない事情もありますので、その辺りは難しい面もあるのかなと思います。

加賀谷委員 すぐに検温できる体温計もありますし、受付で誰かが検温する対応をしないと不安に思う方もいるのではないのでしょうか。

嶋田委員長 検温を希望される方や、検温しなくていいのかという意見もあるかもしれませんね。

石井書記 そうすれば、検温の申出があった場合に対応できるように、全ての投票所に体温計を設置するよう準備したいと思います。

田村委員 感染者の対応について、万が一感染した方からの問い合わせがあった場合は病院の方に連絡することになるのですよね。

石井書記 はい。そうなります。

嶋田委員長 他にありませんか。体温計については準備してもらおうということでお願いします。初めてのことでありますし、何が起きるかわかりませんが、万全の体制でお願いしたいと思います。

その他について、事務局より今後の日程等説明をお願いします。

畠山書記 はい。それでは13項の方で、今後の日程について確認させていただきます。

(以下、資料に基づき説明)

嶋田委員長 それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

午前9時41分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____